

【研究ノート】

「小山評定」の誕生

－江戸時代の編纂史料における小山評定の記載内容に関する 検討－

白 峰 旬

【要 旨】

筆者は2012年に拙稿「フィクションとしての小山評定－家康神話創出の一事例－」（『別府大学大学院紀要』14号）を発表して、“小山評定”が歴史的事実ではなく、フィクションであることを論証した。その前掲拙稿では、今後の課題として、「これまで周知されてきた、いわゆる小山評定の感動的なストーリーがいつの時代に捏造されたのか、という点を追及する必要がある。（中略）どの時代の史料から小山評定の記載があらわれるのか、そして、どの時代からその内容の脚色がエスカレートしていくのか、という点を検討する必要がある（後略）」と記した。本稿では、この点について考察するため、江戸時代の編纂史料における小山評定の記載内容に関して検討し、上記の課題について解明を試みた。

【キーワード】

小山評定、徳川実紀、関原軍記大成、朝野旧聞哀藁、寛永諸家系図伝

はじめに

筆者は2012年3月に拙稿「フィクションとしての小山評定－家康神話創出の一事例－」⁽¹⁾を発表して、従来の通説では、“小山評定”は、慶長5年（1600）7月25日、徳川家康が上杉討伐のために東下した諸将を小山（下野国、現栃木県小山市）に招集して、上杉討伐の中止と諸将の西上を決定した軍議として通説化して扱われてきた点を批判し、一次史料の詳細な内容検討によりこれまで通説で肯定されてきた“小山評定”が歴史的事実ではなく、フィクションであることを論証した。

その前掲・拙稿「フィクションとしての小山評定－家康神話創出の一事例－」において、今後の課題として、「これまで周知されてきた、いわゆる小山評定の感動的なストーリーがいつの時代に捏造されたのか、という点を追及する必要がある。例えば、江戸時代前期

に成立した『太田和泉守記 全』、(慶長12年〔1607〕成立)、『当代記』(寛永年間〔1624～1644〕成立カ)、『三河物語』(元和8年〔1622〕、寛永2年〔1625〕～同3年〔1626〕頃改訂)、『藤堂家覚書』(寛永18年〔1641〕成立)、『石川正西聞見集』(万治3年〔1660〕成立)といった諸史料には、小山評定に関する記載はないが、その後、どの時代の史料から小山評定の記載があらわれるのか、そして、どの時代からその内容の脚色がエスカレートしていくのか、という点を検討する必要があるが、その点の考察については、他日を期したい。⁽²⁾と記した。

本稿では、この点について考察するため、江戸時代の編纂史料における小山評定の記載内容に関して検討し、上記の課題について解明を試みた。

なお、筆者はいわゆる小山評定について、歴史的事実ではないという立場(フィクション説)をとっており、江戸時代の編纂史料においても、管見の限り、「小山評定」という表記の記載事例は一例もないが、本稿では、行論上、これまで通説として扱われてきた小山評定についての一般的理解をもって小山評定として規定して論を進めることとする。

※前掲・拙稿「フィクションとしての小山評定－家康神話創出の一事例－」の内容に対して、本多隆成氏は同氏の論文「小山評定の再検討」⁽³⁾を發表し、詳細な御批判を加えられた。その本多隆成氏の論文「小山評定の再検討」の内容に対する反論は拙稿「小山評定は歴史的事実なのか(その1)～(その3)－拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して－」⁽⁴⁾を参照されたい。

1. 江戸時代初期の編纂史料における小山評定の記載内容

江戸時代の編纂史料における小山評定の記載内容についてまとめたものが表1である。表1を見るとわかるように、江戸時代の編纂史料において、小山評定について記載されている最も早い編纂史料は『寛永諸家系図伝』である。

『寛永諸家系図伝』の藤堂高虎の項では⁽⁵⁾、

同五年(引用者注：慶長五年を指す)、長尾景勝謀叛す。大権現、伏見より発向し、野州小山にいたりたまふとき、高虎したがひたてまつり、又宇都宮にをもむき、台徳院殿を拝したてまつる。ときに三成もまた徒党をひきひ上方にをひて謀叛す。畿内・西国おほく敵となりぬ。これによりて小山にをひて軍評定あり。高虎等仰をうけたまはり兵をかへし、上方に発向し先手となる。

と記されていて、小山での「軍評定」の結果、高虎などが家康の命により西上の先手になった、としている。ただし、軍評定がおこなわれた月日と軍評定に参加した具体的諸将の名前(高虎以外)は記されていない。

『寛永諸家系図伝』の黒田長政の項では⁽⁶⁾、

同(引用者注：慶長五年を指す)七月、大権現、奥州の景勝を征し給ふ。長政、先陣として野州宇都宮につく。時に石田三成謀叛のよし告来る。大権現、上方の侍を引いれんために長政に暇をまはり、大磯までのはる。大権現、小山にをひて評定し、上方

進発にさだまり、則長政をよび帰し、先陣として上せらる。

と記されていて、家康の命により黒田長政は大磯まで先に行っていたため、小山での「評定」には参加していないことになっている。小山での「評定」では「上方進発」が決定した、としているが、小山での評定がおこなわれた日付と評定に参加した具体的諸将の名前は記されていない。

『寛永諸家系図伝』の池田輝政の項では⁽⁷⁾、

同五年（引用者注：慶長五年を指す）、大権現、奥州景勝退治に、輝政・同子新蔵利隆、先陣として宇都宮につく。大権現ハ小山に陣をはりたまふ。時に石田三成謀反のつげありければ、大権現、諸大将をあつめ軍評定ありて、先奥州をさしをき上方に進発す。輝政ならびに福嶋左衛門大夫正則を先陣とし、井伊兵部少輔直政・本多中書忠勝を諸大名の目付とす。

と記されていて、家康が諸将を集めて「軍評定」をおこない上杉討伐を中止して「上方に進発」することになった、としている。ただし、「軍評定」があった月日と評定に参加した具体的諸将の名前は記されていない。

『寛永諸家系図伝』の浅野長政の項では⁽⁸⁾、

七月（引用者注：慶長五年七月を指す）に野州小山に陣す。時に三成謀反のきこえありければ、大権現、諸将をめしあつめて、相はかりてのたまひけるハ、先奥州をさしをきて三成を誅せらるべし、と。時に長政・幸長幕下にありけるをめして仰けるハ、長政ハ先甲州にかへりて、台徳院殿（中略）の中山道より進発をまちて出むかひ、よく謀をさだむべし、幸長ハ我先陣たるべし、と。かくて幸長諸将と同じく東海道より発向す。

と記されていて、上杉討伐の中止と石田三成討伐は諸将に相談のうえ、家康が命じたことになっている。この場合、「評定」という言葉は記されておらず、家康が諸将を集めて相談した、としている。家康が諸将を集めて相談した日付と参加した具体的諸将の名前は記されていない。

『寛永諸家系図伝』の浅野幸長の項では⁽⁹⁾、

同五年（引用者注：慶長五年を指す）、大権現、景勝征伐のため、野州小山まで発向ありしに、三成が謀反のきこえありければ、数日逗留したまひ、諸大将と軍をはかりたまふ。幸長す、み出で申けるハ、上がたの大名遠く家郷をはなれて鈞命にしたがふ、かれらが妻子たとひ上がたにありといふとも、其こゝろを御うたがひあるべからず、と。大権現これをきこしめして、いよちぎりをむすばしめたまふ。時に幸長、大権現の先がけたり。

と記されていて、家康が小山に数日逗留して、諸将と「軍」について相談した、としている。この場合、「評定」という言葉は記されておらず、家康が諸将と「軍」について相談した月日と参加した具体的諸将の名前は記されていない。

『寛永諸家系図伝』の畠山義春（畠山入庵）の項では⁽¹⁰⁾、

慶長五年、関が原陣の時、東照大権現にしたがひたてまつり、（中略）此時、妻子を

人質に大坂へとらるゝゆへ、大権現是をきこしめされて、各大坂へかへるべきのよし仰せ下すにより、各々この事いかゞ有べきと相議する処に、義春申けるは、今更なんぞおどろかんや、彼人質ハ此方より出すにあらず、しかれば大坂へ帰らずとも妻子是をうらむべき理なし、妻子をすてをきて怠駕にしたがふべし、といひければ、各々尤と同じてつゐにかへらず。

と記されている。この内容は、妻子が人質として大坂にいるため、家康は諸将に大坂へ帰るように述べたが、諸将がこのことを協議した際に、畠山義春が大坂の妻子を捨てて家康に味方すると言ったため、諸将は同意して大坂に帰らなかった、というものである。よって、この記載からは上杉討伐の中止と西上の決定という内容ではないことがわかる。また、この諸将が協議した月日、及び、場所についての記載はなく、協議に参加した具体的諸将の名前も記されていない。

以上のように、『寛永諸家系図伝』における上記の記載例では、①小山評定があった月日（日付）について明記しているものはない、②小山評定に参加した諸将の名前を具体的に記載しているものはない、③「軍評定」と記載しているのは、池田輝政の項と藤堂高虎の項だけである、④「評定」と記載しているのは、黒田長政の項だけである、ということがわかる。これらの点を考慮すると、「評定」（「軍評定」を含む）という記載事例は3例しかないことや、小山評定の日付が特定できず、参加した諸将の名前も特定できないなど記載内容としては詳しいものでないことは明らかである。

上記6例の記載以外には、管見では、関係諸将の『寛永諸家系図伝』には小山評定に関する記載はない。具体的には、『寛永諸家系図伝』において細川忠興、加藤嘉明、田中吉政、京極高知、寺沢広高、山内一豊、有馬則頼、金森長近、井伊直政、本多忠勝の各項には小山評定に関する記載はないので、上記のような小山評定の記載事例は事例数としては少ないと見なすことができる。

本来、小山評定が歴史的事実であり、今日知られているような有名な話であれば、当時、東下していた諸将のすべての『寛永諸家系図伝』に出てくるはずであるが、そうでないということは、『寛永諸家系図伝』が完成して将軍家光に献上された寛永20年（1643）の時点では小山評定は広く周知された有名な話ではなかった、ということになる。小山評定が歴史的事実であれば、『寛永諸家系図伝』において、徳川サイドの譜代大名である井伊直政や本多忠勝の各項には当然記載されているはずであるが、『寛永諸家系図伝』における井伊直政や本多忠勝の各項に小山評定の話が記載されていないことは、小山評定の歴史的事実性に疑義をはさむ余地があることを示すものと言えよう。

『寛永諸家系図伝』において、小山評定に該当する話を記載した上記6例は、いずれも外様大名（ただし、畠山義春は万石未満）である点は注意を要する。つまり、小山評定に該当する話を記載した上記6例は、家康の天下取りにいかにか貢献したのかという点を強調するエピソードであり、『寛永諸家系図伝』は諸大名から幕府へ提出させた系図をもとに編纂されていることを考慮すると、外様大名であるためにこうしたエピソードを幕府へ提出する系図の記載に挿入して、家康の天下取りへの貢献度をアピールしたと推測される。

『寛永諸家系図伝』では家康のことが「大権現」と表記されていて、『寛永諸家系図伝』が成立した寛永20年の時点では、すでに家康の神格化がなされていたことがわかる。よって、家康の天下取りそのものが聖戦と見なされ、それに貢献したことがより大きな意義を持つようになっていたと考えられる。

なお、『寛永諸家系図伝』の山内一豊の項では⁽¹¹⁾、

慶長五年、上杉景勝逆謀によりて、東照大権現、七月に兵を引ひて野州小山に進發したまふ時、一豊供奉す。この節、石田三成濃州関原にをひて謀叛をくはたつるよしそのきこえあるによりて、大権現江戸に還御の時、上方五奉行よりひそかに一豊が妻の文を廻文にあひそへて一豊にさづく。一豊はなはだいかりて封をひらかず。小山にをひてかの状二通を大権現にたてまつる。ときにふかく是を感じたまふ。一豊言上したてまつりてはく、すみやかに御出馬ありて賊徒を御退治あるべし、しかるにをひてハマづ懸川の城ならびに人質をわたすべし、となり。大権現はなはだ御喜色ありて、すなはち内藤三左衛門尉信成をもつて懸川の城ならびに人質をうけとり、その人質はすみやかに小田原にさしつかひ給ふ。これより東海道の城主等、一豊が忠貞を聞てことごとく諸城を大権現に献したてまつる。

と記されている。この内容は、小山において五奉行からの書状を山内一豊が家康に渡した時に、家康の出馬の際には掛川城（山内一豊の居城）と人質を渡すことを言上し、これを東海道の城主等が聞いて諸城を家康に献上した、というものである。ここでは小山評定に関する記載が全くないので、山内一豊の有名な発言は、『寛永諸家系図伝』では、小山評定とは関係のない発言としていることがわかる。

『寛永諸家系図伝』編纂の際に山内家が幕府へ提出した系図に、このようなエピソードを挿入した背景には、上記のエピソードと同様に、外様大名であるために家康の天下取りへの貢献度をアピールしたと推測される。よって、そうした意味でのバイアスがかかっている可能性を考慮してこれらのエピソードの内容の真偽について検証する必要があり、一次史料で確認できない限り、こうしたエピソードを歴史的事実として認めるべきではなからう。

2. 江戸時代前期～後期の編纂史料における小山評定の記載内容

上述した『寛永諸家系図伝』は寛永20年成立であるから江戸時代初期の編纂史料であるが、次にそれ以降の江戸時代前期～後期の編纂史料における小山評定の記載について検討したい。それに該当する編纂史料は表1を見るとわかるように16種あり（小山評定について記載した編纂史料はそれ以外にもあるが、代表的な編纂史料を検討対象とした）、小山評定について具体的な記載がある初見の編纂史料（『寛永諸家系図伝』は除く）は『慶長記』⁽¹²⁾（慶安元年〔1648〕成立）である。

これらの該当史料の内容を比較検討するため、以下の10項目の記載の有無をポイントとして着目した（表1参照。『寛永諸家系図伝』は除く）。

- (a) 福島正則の発言に関する記載の有無
 - (b) 山内一豊の発言に関する記載の有無
 - (c) 家康が諸将に対して供応をおこなった記載の有無
 - (d) 佐竹義宣（常陸国水戸城主）に対して家康が島田重次を使者として遣わした記載の有無
 - (e) 家康が評定の場に臨席した記載の有無
 - (f) 山岡道阿弥・岡江雪が家康の取次として評定の場に出てきた記載の有無
 - (g) 井伊直政・本多忠勝が家康の取次として評定の場に出てきた記載の有無
 - (h) 小山評定がおこなわれた月日の記載の有無
 - (i) 「評定」などの表記の有無
 - (j) 小山評定のあと、徳川秀忠が家康とともに江戸城へ帰ったとする記載の有無
- 上記の各項目について、表1をもとに以下に検討する。

まず、(a) 福島正則の発言に関する記載については、記載がある史料は12例、記載がない史料は4例であり、記載がある史料の方が多い。福島正則の発言の記載についての初見は『慶長記』⁽¹³⁾（慶安元年成立）である。

福島正則の発言については、①他の諸将に先駆けて福島正則が先頭をきって単独で発言したとするケース（『慶長記』⁽¹⁴⁾、『武家事紀』⁽¹⁵⁾、『石田軍記』⁽¹⁶⁾、『関原軍記大成』⁽¹⁷⁾、『改正三河後風土記』⁽¹⁸⁾、『徳川実紀』「東照宮御実紀」巻4⁽¹⁹⁾、『徳川実紀』「東照宮御実紀附録」巻9⁽²⁰⁾）と、②福島正則が黒田長政とともに発言（福島正則の単独発言ではない）したとするケース（『関原始末記』⁽²¹⁾、『本朝武林伝（黒田）』⁽²²⁾、『関原大條志』⁽²³⁾、『黒田家譜』⁽²⁴⁾）に分かれる。

『朝野旧聞哀藁』綱文⁽²⁵⁾では、諸史料を考え合わせると、福島正則一人の発言とするものが多いが、『貞享松平安芸守書上』等では浅野幸長一人の発言とし、『寛永畠山譜』、『武邊咄聞書』等には畠山入庵の発言としているため、「今何れか弁しかたけれハ姑らく両存して後考をまつ」として3人（福島正則・浅野幸長・畠山入庵）の発言としている。

福島正則の発言内容については、①家康に対して二心はなく、家康の出馬の際には清須城（福島正則の居城）を明け渡す（『慶長記』⁽²⁶⁾、『武家事紀』⁽²⁷⁾、『石田軍記』⁽²⁸⁾）、②上杉討伐ではなく、まず上方を退治すべきである（『関原始末記』⁽²⁹⁾、『関原大條志』⁽³⁰⁾、『黒田家譜』⁽³¹⁾）、③妻子を捨てて家康に味方する（『朝野旧聞哀藁』綱文⁽³²⁾）、④このような時に妻子のために武士の道を踏み違えることがあってはならないので、家康のために身命をなげうって味方する（『徳川実紀』「東照宮御実紀」巻4⁽³³⁾）、⑤（他の）人々はどうかであれ正則は家康の味方をして凶徒を誅戮する（『徳川実紀』「東照宮御実紀附録」巻9⁽³⁴⁾）などである。

このほか、『関原軍記大成』⁽³⁵⁾では、福島正則が黒田長政と前日に相談したことが記されるなど、小山評定に関する記載量が他の編纂史料に比べて非常に増えていて、福島正則は「家康（「内府」）の仰せはさることであるが、いまさら石田（三成）の下知を受けて（家康の）御敵になることは思いも寄らぬところである。秀頼公へ疎意がないうちは、これ愛

宕八幡も照覧あれ、正則においては何時も家康の御味方をすべし」(現代語訳は筆者〔白峰〕がおこなった。以下の現代語訳についても同様である)と発言した、と記されている。この発言内容は芝居がかったものであり、創作であることは明らかである。

また、『改正三河後風土記』⁽³⁶⁾も小山評定に関する記載量が他の編纂史料に比べて非常に多く、福島正則の発言は、「家康(「内府公」)の仰せの通り、我等共の妻子は大坂に置いているが、このような時節にのぞみ、妻子に心ひかれて武士の道を踏み違える筋があってはならない。余人は知らないが、正則においては身命をなげうって家康(「内府公」)の御味方をするつもりである。秀頼公のために大坂の大老・奉行等が大義を思い立つことであっても、正則に隠し置くべきではない。この度のことは、幼稚の秀頼公がどのようなまくろみをするのであろうか。これは皆、(石田)三成が私の奸智を巧みにして、大老以下の諸大名を迷わせ、天下を傾けようとしている。どうして三成の下風(風下カ)に立ってその下知を守るだろうか」と記されている。この発言は非常に長いセリフであり、この発言内容も脚色がふんだんに盛り込まれた創作であることは明らかである。

このように、各種の編纂史料における福島正則の発言とされる内容は、正則が身命をなげうって家康に味方するなどというように、豊臣恩顧の大名の筆頭格である福島正則でさえも家康をいかに信頼していたのかを物語るエピソードとして脚色され(つまり、家康にとって出来すぎた話にされている)、その一方で、石田三成を究極の悪役に仕立て上げることにも成功している。

福島正則の発言は当時の一次史料では全く確認できないので、江戸時代の編纂史料(軍記物など)による捏造であることは明らかであるが、こうした発言内容が捏造された背景には、江戸時代における徳川史観の影響があったことは言うまでもないことである。そして、軍記物という性格を考慮すると、歴史的事実ではない小山評定の話捏造し、その場面の一番の見せ場として、福島正則の感動的な名セリフを創作することで、物語の展開をドラマチックに演出したと考えられる。

(b) 山内一豊の発言の記載については、記載がある史料は7例、記載がない史料は9例であり、記載がない史料の方が多い。なお、記載がある史料でも『石川正西聞見集』⁽³⁷⁾では山内一豊の発言の話は、小山評定の話とは別々の話として扱われていて、山内一豊の発言について月日や場所も記されていない。山内一豊の発言の記載についての初見(『寛永諸家系図伝』は除く)は『関原始末記』⁽³⁸⁾(明暦2年〔1656〕成立)である。

『関原始末記』⁽³⁹⁾では、山内一豊の発言内容について、堀尾忠氏(遠江国浜松城主)と山内一豊(遠江国掛川城主)が事前に相談して「海道筋の面々は居城をあけるので、(家康方の)御人数を入れて置き(家康が)御上洛なさるように」発言した、と記されている。この発言内容からすると、山内一豊は居城である掛川城だけを明け渡し、と発言したのではないことになり、これと同様の話は『関原大條志』⁽⁴⁰⁾、『関原軍記大成』⁽⁴¹⁾にも記されている。堀尾忠氏と事前に相談したとする話は『関原大條志』⁽⁴²⁾、『関原軍記大成』⁽⁴³⁾、『朝野旧聞哀藁』綱文⁽⁴⁴⁾にも記されている。

山内一豊の発言内容として、掛川城を明け渡し、と記しているのは『石川正西聞見集』⁽⁴⁵⁾

(ただし、発言の月日や場所については記載がない)、『改正三河後風土記』⁽⁴⁶⁾、『朝野旧聞哀藁』網文⁽⁴⁷⁾、『徳川実紀』「東照宮御実紀」巻4⁽⁴⁸⁾である。

こうした山内一豊の発言も、上述した福島正則の発言と同様に、当時の一次史料では全く確認できないものであり、江戸時代の編纂史料(軍記物など)による捏造であることは明らかである。山内一豊の発言が捏造された背景も、やはり豊臣恩顧の大名が家康をいかに信頼していたのかを物語るエピソードとして創作されたのであろう。

(c) 家康が諸将に対して供応をおこなった記載については、記載がある史料は6例、記載がない史料は10例であり、記載がない史料の方が多い。供応の記載についての初見は『関原始末記』⁽⁴⁹⁾(明暦2年成立)であり、その後、『関原大條志』⁽⁵⁰⁾(貞享3年〔1686〕写)、『関原軍記大成』⁽⁵¹⁾(正徳3年〔1713〕成立)、『公室年譜略』⁽⁵²⁾(安永3年〔1774〕成立)、『改正三河後風土記』⁽⁵³⁾(天保4年〔1833〕成立)、『朝野旧聞哀藁』網文⁽⁵⁴⁾(天保13年〔1842〕成立)に記載があるので、江戸時代前期・中期・後期というように時代的に幅広く確認できる。このことは、同じ話が時代が下るに従って編纂史料から他の編纂史料へと引き継がれていったことを示していて、パターン化した話が編纂史料間で踏襲されていったことがわかる。このように、パターン化した話が踏襲されていった関係史料を一つの類型としてくることができよう。

小山評定の際に、家康が諸将に対して供応をおこなったという話は、このような緊急事態に料理をわざわざ諸将に振る舞うということ自体が滑稽な芝居があった印象を受けるので、軍記物の作者が創作した小説的な脚色であり、歴史的事実とは考えられないが、こうした話がパターン化されて編纂史料間で踏襲されていった、という点は注意すべきであろう。

(d) 佐竹義宣に対して家康が島田重次を使者として遣わした記載については、記載がある史料は4例、記載がない史料は12例であり、記載がない史料の方が多い。記載がある史料は『慶長記』⁽⁵⁵⁾(慶安元年成立)、『黒田家譜』⁽⁵⁶⁾(元禄元年〔1688〕成立)、『石田軍記』⁽⁵⁷⁾(元禄11年〔1698〕成立)、『改正三河後風土記』⁽⁵⁸⁾(天保4年成立)の4例のみであるが、史料の成立年代からすると江戸時代前期・中期・後期というように時代的に幅広く確認できる。このことは、上述した(c)の事例と同様に、パターン化した話が編纂史料間で踏襲されていったことを示している。この場合も、パターン化した話が踏襲されていった関係史料を一つの類型としてくることができよう。

(e) 家康が評定の場に臨席した記載については、記載がある史料は6例、記載がない史料は6例、一部臨席した(最初の段階、或いは、最後の段階のみに臨席した)という記載がある史料は4例である。一部臨席したケースも含めると臨席したとする記載がある史料の方が多い。

(f) 山岡道阿弥・岡江雪が家康の取次として評定の場に出てきた記載については、記載がある史料は7例、記載がない史料は9例であり、記載がない史料の方が多い。

(g) 井伊直政・本多忠勝が家康の取次として評定の場に出てきた記載については、記載がある史料は10例、記載がない史料は6例であり、記載がある史料の方が多い。

上記(e)、(f)、(g)の関係については、家康が臨席しなかった場合は、取次として、山岡道阿弥・岡江雪、或いは、井伊直政・本多忠勝（山岡道阿弥・岡江雪と井伊直政・本多忠勝の両方の場合もある）が家康の命を伝えたというケースが殆どである。

具体的パターンとしては、①家康が臨席せずに、山岡道阿弥・岡江雪と井伊直政・本多忠勝が取次をおこなったケース（『慶長記』⁽⁵⁹⁾、『朝野旧聞哀藁』網文⁽⁶⁰⁾）、②家康が臨席せずに、山岡道阿弥・岡江雪が取次をおこなったケース（『関原始末記』⁽⁶¹⁾、『関原大條志』⁽⁶²⁾）、③家康が臨席せずに、井伊直政・本多忠勝が取次をおこなったケース（『石田軍記』⁽⁶³⁾、『本朝武林伝（黒田）』⁽⁶⁴⁾）などにわかる。そのほか、④家康が臨席して取次はいなかったケース（『石川正西聞見集』⁽⁶⁵⁾、『武徳編年集成』⁽⁶⁶⁾、『公室年譜略』⁽⁶⁷⁾、『高山公実録』網文⁽⁶⁸⁾）、⑤家康が臨席して井伊直政・本多忠勝が取次をおこなったケース（『黒田家譜』⁽⁶⁹⁾、『徳川実紀』「東照宮御実紀附録」巻9⁽⁷⁰⁾）もある。

このように家康が臨席をしたのかどうか、家康の取次を山岡道阿弥・岡江雪がおこなったのか、或いは、井伊直政・本多忠勝がおこなったのか、または山岡道阿弥・岡江雪と井伊直政・本多忠勝がおこなったのか、などいろいろなパターンがあって記載内容が史料によって一定しない点が特徴である。

なお、史料の成立年代をもとに考えると、上記②は江戸時代前期の史料であり、上記③は江戸時代前期～中期の史料である、という点は指摘できる。

(h) 小山評定がおこなわれた月日の記載については、7月24日とする史料が5例、7月25日とする史料が6例、月日の記載がない史料が5例である。7月24日とする史料は『慶長記』⁽⁷¹⁾（慶安元年成立）、『関原始末記』⁽⁷²⁾（明暦2年成立）、『関原大條志』⁽⁷³⁾（貞享3年写）、『黒田家譜』⁽⁷⁴⁾（元禄元年成立）、『石田軍記』⁽⁷⁵⁾（元禄11年成立）であり、江戸時代前期から中期の史料である。これに対して、7月25日とする史料は、『武家事紀』⁽⁷⁶⁾（延宝元年〔1673〕成立）、『武徳編年集成』⁽⁷⁷⁾（元文5年〔1740〕成立）、『公室年譜略』⁽⁷⁸⁾（安永3年成立）、『改正三河後風土記』⁽⁷⁹⁾（天保4年成立）、『朝野旧聞哀藁』網文⁽⁸⁰⁾（天保13年成立）、『高山公実録』網文⁽⁸¹⁾（嘉永年間〔1848～1854〕成立）であり、江戸時代前期の『武家事紀』⁽⁸²⁾を除くと、江戸時代中期から後期・幕末の史料である。

『徳川実紀』⁽⁸³⁾（天保14年〔1843〕成立）は小山評定の月日について記載がないので、小山評定の日付を特定していないことになる。これに対して、上述のように『朝野旧聞哀藁』網文⁽⁸⁴⁾は小山評定を7月25日としているので、成立年が近い幕府官撰の編纂史料（『徳川実紀』⁽⁸⁵⁾、『朝野旧聞哀藁』⁽⁸⁶⁾）であっても、小山評定の月日に関して見解が分かっている点是对照的であり注意すべきであろう。

上述のように、小山評定の月日について、7月24日とする史料が江戸時代前期から中期（慶安期～元禄期）の史料であるのに対して、7月25日とする史料が一例（延宝期）を除くと江戸時代中期から後期・幕末（元文期～嘉永期）の史料であることからすると、当初は慶安期（江戸時代前期）から元禄期（江戸時代中期）までは7月24日説が一般的に流布していたが、時代が下って元文期（江戸時代中期）から嘉永期（幕末）にかけては7月25日説が一般的に流布するようになった、と考えられる。現在の通説では小山評定を7月25

日としているのは、この影響を受けていると思われる。

(i) 「評定」などの表記については、「御評議」が1例、「評議」が3例、「軍議」が1例である。それ以外の11例は該当する記載がない。『寛永諸家系図伝』では、上述のように、「軍評定」が2例、「評定」が1例あるが(表1参照)、いずれにしても「小山評定」という表記は全くない。現在では「小山評定」という表記が一般化しているが、その表記について江戸時代の編纂史料の史料的根拠はないことがわかる。編纂史料において最も用例が多いのが「評議」(「御評議」も含む)であるから、本来であれば、小山での「評議」(「小山評議」ではない)と表記すべきであろう。

(j) 小山評定のあと、徳川秀忠が家康とともに江戸城へ帰ったとする記載については、記載がある史料は2例のみであり、他の14例には記載がない。小山評定のあと、徳川秀忠が家康とともに江戸城へ帰ったということは歴史的事実ではないので、こうした誤った内容でも編纂史料に記載された事例があったことがわかる。

以上のように、小山評定に関する編纂史料の記載内容は、諸史料で記載内容が一定しないという点が大きな特徴である。例えば、最も基本的な情報である日付についてさえも7月24日、7月25日、無記載、というように史料によって一定していない。徳川家の正史である『徳川実紀』⁽⁸⁷⁾において小山評定の日付が記載されていないということは、『徳川実紀』編纂の過程で、典拠となるべき諸史料を検証してもその日付が特定できなかった、ということを示すものであろう。小山評定が歴史的事実であるならば、諸史料でこれほど記載内容が一定しないということはないはずである。

おわりに

小山評定については一次史料(当時の家康発給書状や関係諸将の発給書状など)ではその存在が確認できず、江戸時代の編纂史料にしか記載がない点が特徴である。江戸時代の編纂史料での初見は、上述のように江戸時代初期の『寛永諸家系図伝』(寛永20年成立)であり、『寛永諸家系図伝』では、現在知られているような小山評定に関する詳細な内容は記されておらず、小山評定の日付についても全く記載されていない。

その後の編纂史料では、上述のように、江戸時代前期の『慶長記』(慶安元年成立)以降、江戸時代後期の『徳川実紀』(天保14年成立)、幕末の『高山公実録』(嘉永年間成立)まで小山評定に関する記載は見られるが、時代が下るに従ってその記載内容は詳しくなっていく(内容の脚色がエスカレートしていく)、江戸時代中期の『関原軍記大成』(正徳3年成立)や江戸時代後期の『改正三河後風土記』(天保4年成立)では小山評定に関する記載量が飛躍的に増えている。こうした背景には、軍記物(現代的に言えば大衆小説に該当する)であればストーリーの内容におもしろみを持たせて読者を魅了させるために、感動的なセリフなどをどんどんでっちあげて挿入し、ありもしない話を創作して捏造したためであると推測され、幕府官撰の編纂史料であれば家康の事績を過度に賞揚して家康神話を創出することに注力した結果であろう、と考えられる。

上述のように、小山評定の日付について、江戸時代の編纂史料では、当初は慶安期（江戸時代前期）から元禄期（江戸時代中期）までは7月24日説が一般的に流布していたが、時代が下って元文期（江戸時代中期）から嘉永期（幕末）にかけては7月25日説が一般的に流布するようになった、と考えられる。現在の通説では小山評定を7月25日としているのは、この影響を受けていると思われる。

こうした経緯を考慮すると、7月25日に小山評定がおこなわれたと現在考えられているが、その史料的根拠は一次史料によるものではなく、江戸時代の編纂史料によるものであって、その意味では、歴史的事実ではない架空の日付の設定（＝江戸時代の編纂史料が架空の日付を設定した）であることがわかる。

以上の考察結果からすると、小山評定は歴史的事実ではなく、江戸時代の編纂史料の作成過程において創作された想像の産物（＝フィクション）であったと考えられる。これが「小山評定の誕生」の真実であり、小山評定は慶長5年の歴史的事実ではなく、後世の江戸時代に捏造され、その後、話の内容の脚色がどんどん追加されていった（例えば、福島正則や山内一豊の芝居がかった名セリフや、家康が諸将に対して供応をした、などは小説的脚色の最たるものであろう）、というのが実態であった。現在巷間によく知られている小山評定の内容は、江戸時代の編纂史料の内容を歴史的事実であると錯誤したことに起因するものである。特に徳川家の正史である『徳川実紀』に小山評定の話が収録されたことは、その後の時代に大きな影響力を持ったと思われ、小山評定が歴史的事実であると誤認させる要因になったと考えられる。

「小山評定」という表記についても、従来の研究史では、江戸時代の編纂史料における用例の検討もせずに、安易に「小山評定」という表記を一貫して使用してきたので、歴史的事実ではないにしても、表記する必要がある場合は、今後は江戸時代の編纂史料上の表記に基づいた表記（上述した、小山での「評議」）に変えるべきであろう。

小山評定が、これまで長い間、歴史的事実であると誤認されてきた要因には、歴史家による史料批判が不十分であった、という点もあると言えよう。小山評定に限らず、関ヶ原の戦いに至る経過や関ヶ原の戦いにおける実戦の状況については、江戸時代の軍記物（編纂史料）の記載内容を史料批判せずに、そのまま信じ込んだような記述がこれまで繰り返されてきており、そうした点を是正することが関ヶ原の戦いに関係する課題を今後解明する手掛かりになると考えられる。

〔註〕

- (1) 拙稿「フィクションとしての小山評定－家康神話創出の一事例－」（『別府大学大学院紀要』14号、別府大学大学院文学研究科、2012年）。
- (2) 前掲註（1）に同じ。なお、『石川正西聞見集』（埼玉県史料集第1集）（埼玉県立図書館編集・発行、1968年、44頁）には、小山評定に該当する記載があるので、前掲・拙稿「フィクションとしての小山評定－家康神話創出の一事例－」において、『石川正西聞見集』に小山評定に関する記載がない、とした点は訂正す

る。

- (3) 本多隆成「小山評定の再検討」(『織豊期研究』14号、織豊期研究会、2012年)。
- (4) 拙稿「小山評定は歴史的事実なのか(その1) - 拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して -」(『別府大学紀要』55号、別府大学、2014年)。拙稿「小山評定は歴史的事実なのか(その2) - 拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して -」(『別府大学大学院紀要』16号、別府大学、2014年)。拙稿「小山評定は歴史的事実なのか(その3) - 拙論に対する本多隆成氏の御批判に接して -」(『史学論叢』44号、別府大学史学研究会、2014年)。
- (5) 『寛永諸家系図伝』第10(統群書類従完成会、1986年、51頁)。
- (6) 『寛永諸家系図伝』第13(統群書類従完成会、1990年、46頁)。
- (7) 『寛永諸家系図伝』第2(統群書類従完成会、1980年、234頁)。
- (8) 前掲『寛永諸家系図伝』第2(265頁)。
- (9) 前掲『寛永諸家系図伝』第2(269頁)。
- (10) 前掲『寛永諸家系図伝』第2(47頁)。
- (11) 『寛永諸家系図伝』第8(統群書類従完成会、1985年、4~5頁)。
- (12) 岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵『慶長記』(書架番号P21-86)。
- (13) 前掲註(12)に同じ。
- (14) 前掲註(12)に同じ。
- (15) 山鹿素行著『武家事紀』中巻(原書房、1982年復刻、原本は山鹿素行先生全集刊行会が編纂者兼発行者として1916年に発行、198~199頁)。
- (16) 『石田軍記』〈国史叢書〉(国史研究会発行、1914年、76~77頁)。
- (17) 宮川尚古著『関原軍記大成(一)』〈国史叢書〉(国史研究会発行、1916年、250~255頁)。
- (18) 桑田忠親監修・宇田川武久校注『改正三河後風土記(下)』(秋田書店、1977年、207~210頁)。
- (19) 『徳川実紀』第1篇〈新訂増補国史大系〉(吉川弘文館、1981年、68頁)。
- (20) 前掲『徳川実紀』第1篇(218~219頁)。
- (21) 「関原始末記」(近藤瓶城編『改定史籍集覧』第廿六冊、臨川書店、1902年改定版〔近藤活版所〕発行、1984年復刻、8~9頁)。
- (22) 「本朝武林伝(黒田)」(『朝野旧聞哀藁』10巻〈内閣文庫所蔵史籍叢刊特刊第一〉、汲古書院、1983年、147頁)。
- (23) 岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵『関原大條志』(書架番号P21-167)。
- (24) 貝原益軒編著『黒田家譜』(歴史図書社、1980年、279~281頁)。
- (25) 前掲『朝野旧聞哀藁』10巻(131頁)。
- (26) 前掲註(12)に同じ。
- (27) 前掲註(15)に同じ。
- (28) 前掲註(16)に同じ。
- (29) 前掲註(21)に同じ。
- (30) 前掲註(23)に同じ。
- (31) 前掲註(24)に同じ。

- (32) 前掲註 (25) に同じ。
- (33) 前掲註 (19) に同じ。
- (34) 前掲註 (20) に同じ。
- (35) 前掲註 (17) に同じ。
- (36) 前掲註 (18) に同じ。
- (37) 前掲『石川正西聞見集』(45頁)。
- (38) 前掲註 (21) に同じ。
- (39) 前掲註 (21) に同じ。
- (40) 前掲註 (23) に同じ。
- (41) 前掲註 (17) に同じ。
- (42) 前掲註 (23) に同じ。
- (43) 前掲註 (17) に同じ。
- (44) 前掲『朝野旧聞哀藁』10巻 (160頁)。
- (45) 前掲註 (37) に同じ。
- (46) 前掲註 (18) に同じ。
- (47) 前掲註 (25) に同じ。
- (48) 前掲註 (19) に同じ。
- (49) 前掲註 (21) に同じ。
- (50) 前掲註 (23) に同じ。
- (51) 前掲註 (17) に同じ。
- (52) 上野市古文献刊行会編『公室年譜略－藤堂藩初期史料－』(清文堂出版、2002年、150頁)。
- (53) 前掲註 (18) に同じ。
- (54) 前掲『朝野旧聞哀藁』10巻 (151頁)。
- (55) 前掲註 (12) に同じ。
- (56) 前掲註 (24) に同じ。
- (57) 前掲註 (16) に同じ。
- (58) 前掲註 (18) に同じ。
- (59) 前掲註 (12) に同じ。
- (60) 前掲『朝野旧聞哀藁』10巻 (131、151頁)。
- (61) 前掲註 (21) に同じ。
- (62) 前掲註 (23) に同じ。
- (63) 前掲註 (16) に同じ。
- (64) 前掲註 (22) に同じ。
- (65) 前掲『石川正西聞見集』(44頁)。
- (66) 大分県立図書館所蔵写本『武徳編年集成』(碩田叢史の内)の写真帳。
- (67) 前掲註 (52) に同じ。
- (68) 上野市古文献刊行会編『高山公実録』〈藤堂高虎公伝〉上巻 (清文堂出版、1998年、155～156頁)。『高山公

実録』は編年でそれぞれ項目ごとに網文を立てて、各種史料を引用する形式なので、網文の記載のみに着目した。

- (69) 前掲註 (24) に同じ。
- (70) 前掲註 (20) に同じ。
- (71) 前掲註 (12) に同じ。
- (72) 前掲註 (21) に同じ。
- (73) 前掲註 (23) に同じ。
- (74) 前掲註 (24) に同じ。
- (75) 前掲註 (16) に同じ。
- (76) 前掲註 (15) に同じ。
- (77) 前掲註 (66) に同じ。
- (78) 前掲註 (52) に同じ。
- (79) 前掲註 (18) に同じ。
- (80) 前掲『朝野旧聞哀藁』10巻 (131、151、160頁)。
- (81) 前掲註 (68) に同じ。『高山公実録』の成立年代については、太田光俊氏の研究により幕末の嘉永年間であることが明らかになった (太田光俊「近世後期における藤堂藩の修史事業－『高山公実録』の成立時期をめぐって－」、藤田達生監修『藤堂藩の研究－論考編－』、三重大学歴史研究会編、清文堂出版、2009年)。
- (82) 前掲註 (15) に同じ。
- (83) 前掲註 (19)、(20) に同じ。
- (84) 前掲註 (80) に同じ。
- (85) 前掲註 (83) に同じ。
- (86) 前掲註 (80) に同じ。
- (87) 前掲註 (83) に同じ。

表1
江戸時代の編纂史料における小山評定の記載内容に関する比較表

史料名	成立年	西暦	福島正則の発言に関する記載 (a)	山内一豊の発言に関する記載 (b)	供心に関する記載 (c)	佐竹義宣に関する記載 (d)	家康の臨席に関する記載 (e)	山岡道阿弥・岡江雪の取次に関する記載 (f)	井伊直政・本多忠勝の取次に関する記載 (g)	月日に関する記載 (h)	「評定」などの表記 (i)	秀忠の江戸帰還に関する記載 (j)
寛永諸家系図伝 (池田輝政) (注1)	寛永20年	1643	×	×	×	×	○	×	×	×	軍評定	×
寛永諸家系図伝 (浅野長政) (注2)	寛永20年	1643	×	×	×	×	○	×	×	7月	×	×
寛永諸家系図伝 (浅野幸長) (注3)	寛永20年	1643	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
寛永諸家系図伝 (藤堂高虎) (注4)	寛永20年	1643	×	×	×	×	△	×	×	×	軍評定	×
寛永諸家系図伝 (黒田長政) (注5)	寛永20年	1643	×	×	×	×	○	×	×	7月	評定	×
寛永諸家系図伝 (畠山義春) (注6)	寛永20年	1643	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×
寛永諸家系図伝 (山内一豊) (注7)	寛永20年	1643		○								
慶長記 (池田家文庫所蔵) (注8)	慶安元年	1648	○	×	×	○	×	○	○	7月24日	御評議	○
関原始末記 (注9)	明暦2年	1656	○	○	○	×	×	○	×	7月24日	×	×
石川正西聞見集 (注10)	万治3年	1660	×	○(注11)	×	×	○	×	×	×	×	×
武家事紀 (注12)	延宝元年	1673	○	×	×	×	△(注13)	○	○	7月25日	×	×
本朝武林伝 (黒田) (注14)	延宝7年	1679	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×
関原大條志 (池田家文庫所蔵) (注15)	貞享3年写	1686	○	○	○	×	×	○	×	7月24日	評議	×
黒田家譜 (注16)	元禄元年	1688	○	×	×	○	○	×	○	7月24日	×	×
石田軍記 (注17)	元禄11年	1698	○	×	×	○	×	×	○	7月24日	評議	○
関原軍記大成 (注18)	正徳3年	1713	○	○	○	×	△(注19)	○	○	×	×	×
武徳編年集成 (注20)	元文5年	1740	×	×	×	×	○	×	×	7月25日	軍議	×
公室年譜略 (注21)	安永3年	1774	×	×	○	×	○	×	×	7月25日	×	×
改正三河後風土記 (注22)	天保4年	1833	○	○	○	○	△(注23)	○(注24)	○	7月25日	評議	×
朝野旧聞賣稿 (注25)	天保13年	1842	○	○	○	×	×	○	○	7月25日	△	×

徳川実紀〔東照宮御実紀〕巻4 (注26)	天保14年	1843	○	○	×	×	△(注27)	×	○	×	×	×
徳川実紀〔東照宮御実紀附録〕巻9 (注28)	天保14年	1843	○	○	×	×	○	×	○	×	×	×
高山公実録 (注29)	嘉永年間 (注30)	1848～ 1854	×	×	×	×	○	×	×	×	7月25日	×

- (注1) 『寛永諸家系図伝』第2 (続群書類従完成会、1980年、234頁)。
(注2) 前掲『寛永諸家系図伝』第2 (265頁)。
(注3) 前掲『寛永諸家系図伝』第2 (269頁)。
(注4) 『寛永諸家系図伝』第10 (続群書類従完成会、1986年、51頁)。
(注5) 『寛永諸家系図伝』第13 (続群書類従完成会、1990年、46頁)。
(注6) 前掲『寛永諸家系図伝』第2 (47頁)。
(注7) 『寛永諸家系図伝』第8 (続群書類従完成会、1985年、4～5頁)。小山評定に関する記載はないが、山内一豊の発言は記載されている。
(注8) 岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵『慶長記』(書架番号P21-86)。
(注9) 『関原始末記』(近藤振城編『改定史籍集覧』第廿六冊、臨川書店、1902年改定版〔近藤活版所〕発行、1984年復刻、8～9頁)。
(注10) 『石川正西聞見集』(埼玉県史料集第1集) (埼玉県立図書館編集・発行、1968年、44頁)。小山評定の際、田中吉政だけが同心せず、国許 (=三河国岡崎) へ帰った話を載せている。この話は他の史料では見られない。
(注11) 山内一豊の発言(居城である掛川城の明け渡し)は『石川正西聞見集』において、小山評定の記載箇所(43～44頁)とは離れた箇所(45頁)に載っていて、別々の話として扱われている。つまり、『石川正西聞見集』では、この山内一豊の発言の話は小山評定の時は記されていない。
(注12) 山鹿素行著『武家事紀』中巻(原書房、1982年復刻、原本は山鹿素行先生全集刊行会が編纂者兼発行者として1916年に発行、198～199頁)。
(注13) 家康は最初、手に巻物を持って出座したが(このあと家康は奥に退いたか?)、その後は、山岡道阿弥・岡江雪をもって諸大名へ仰せ出された。そして、井伊直政・本多忠勝が諸将に急いで帰国するように命じた。よって、最初の段階だけ家康は臨席したことになる。
(注14) 『朝野旧聞哀藁』10巻(内閣文庫所蔵史籍叢刊特刊第一) (汲古書院、1983年、147頁)。
(注15) 岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵『関原大條志』(書架番号P21-167)。
(注16) 貝原益軒編著『黒田家譜』(歴史図書社、1980年、279～281頁)。
(注17) 『石田軍記』(国史叢書) (国史研究会発行、1914年、76～77頁)。
(注18) 宮川尚古著『関原軍記大成(一)』(国史叢書) (国史研究会発行、1916年、250～255頁)。
(注19) 家康が諸将と対面したのは(評定が終わって)料理を出したのちである。
(注20) 大分県立図書館所蔵写本『武徳編年集成』(碩田叢史の内)の写真帳。
(注21) 上野市古文獻刊行会編『公室年譜略-藤堂藩初期史料-』(清文堂出版、2002年、150頁)。
(注22) 桑田忠親監修・宇田川武久校注『改正三河後風土記(下)』(秋田書店、1977年、207～210頁)。
(注23) 最初、家康は臨席せず、井伊直政・本多忠勝が諸将に対して口上を述べた。そして、諸将が家康に味方することを聞いてから、家康はその席に出てきた。
(注24) 岡江雪は諸将への料理・酒の供応担当であった。山岡道阿弥は有馬法印・徳永法印と共に、諸将へ家康の言葉述べた。
(注25) 前掲『朝野旧聞哀藁』10巻(131、151、160頁)。「朝野旧聞哀藁」は編年でそれぞれ項目ごとに編文を立てて、各種史料を引用する形式なので、編文の記載のみに着目した。
(注26) 『徳川実紀』第1篇(新訂増補国史大系) (吉川弘文館、1981年、68頁)。
(注27) 最初、家康は臨席せず、井伊直政・本多忠勝が諸将に対して口上を述べた。そして、諸将が家康に味方することを聞いてから、家康はその席に出てきた。

- (注28) 前掲『徳川実紀』第1篇(218～219頁)。史料本文の引用文献(219頁)には「〔関原大成、藩翰譜〕と記されているので、『関原軍記大成』と『藩翰譜』をもとに文章が記されたことがわかる。
- (注29) 上野市古文献刊行会編『高山公実録』(藤堂高虎公伝)上巻(清文堂出版、1998年、155～156頁)。「高山公実録」は編年でそれぞれ項目ごとに網文を立てて、各種史料を引用する形式なので、網文の記載のみに着目した。
- (注30) 『高山公実録』の成立年代については、太田光俊氏の研究により幕末の嘉永年間であることが明らかになった(太田光俊「近世後期における藤堂藩の修史事業－『高山公実録』の成立時期をめぐって－」、藤田達生監修『藤堂藩の研究－論考編－』、三重大学歴史研究会編、清文堂出版、2009年)。